平成 25 年度

京都府包括外部監査報告書
【概要版】

監査テーマ

「人材育成機関の現状と課題について」

平成 26 年 3 月

京都府包括外部監査人
公認会計士　村尾　愼哉

京都府包括外部監査の結果の概要

Ⅰ．テーマの選定理由

厳しい雇用情勢が続く中、また少子・高齢化時代を迎える中、将来の人材を育成・確保していく重要性がますます高まっていると考えられる。

このような環境の中、京都府に設置されている人材育成機関のうち、①職業能力の開発・向上を支援する京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校及び城陽障害者高等技術専門校、②次代の担い手を育成する京都府立農業大学校及び京都府立林業大学校、③看護師を養成する京都府立看護学校について、これまで以上に効果的かつ効率的に管理・運営が行われることが求められ、その存在意義の再確認が必要と考える。

また、大学・病院や農林商工部門との連携や就職困難者への就労支援など、就業へ結びつける効果的な取組が行われているかについても府民にとって関心が高いものと考えられる。

以上のことから、各人材育成機関について、府民への貢献度などの検証を改めて行うことは有意義であると考え、本テーマを選定した。

Ⅱ．外部監査の方法（監査の要点）

・各人材育成機関の管理・運営は効果的・効率的になされているか。

・各種の契約事務、施設、物品の管理は、法令等に則り適正に行われているか。

・教育内容が社会情勢や地域産業のニーズの変化に合わせ適切に見直されているか。

・雇用機会の確保の視点での貢献度・費用対効果はどうか。

Ⅲ．監査対象施設の概要

今回監査対象とした「人材育成機関」は、京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校（以下、この 5 校を「高等技術専門校」という。）、京都府立農業大学校、京都府立林業大学校、京都府立看護学校である。

城陽障害者高等技術専門校は京都障害者高等技術専門校の分校であるため、京都障害者高等技術専門校に含めて記述される場合もあるので留意されたい。

また、以下文中において各校について下のように省略して記載する場合がある。

京都高等技術専門校	→	京都高技専
陶工高等技術専門校	→	陶工高技専
福知山高等技術専門校	→	福知山高技専
京都障害者高等技術専門校	→	京都障害者高技専
城陽障害者高等技術専門校	→	城陽障害者高技専
京都府立農業大学校	→	農業大学校
京都府立林業大学校	→	林業大学校
京都府立看護学校	→	看護学校

今回監査の対象とした人材育成機関とは、府民にはあまり馴染みがないかもしれないが、一般的な教育機関（小学校、中学校、高等学校、大学）が「教育」を行うのに対して、どちらかといえば就職や転職のための「訓練」を行う機関であると理解した方がわかりやすい。

組織及び運営の合理化に資するものも含め、京都府で是正・改善することがよいと考えるものは監査結果の「指摘事項」とし、参考意見（参考提言）にとどめるものは監査結果の「意見」としている。

人材育成機関の収支の状況

(1)　収入

（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
京都高技専	3,714	4,736	6,613
福知山高技専	4,774	4,757	4,551
京都障害者高技専	468	817	918
陶工高技専	5,018	5,025	7,041
農業大学校	11,780	10,852	14,852
林業大学校	―	―	3,349
看護学校	13,843	14,439	14,755

＊看護学校は、他校と整合性を取るために補助金等を除いた金額としている。

(2)　支出

（千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
京都高技専	748,290	809,291	844,991
福知山高技専	431,239	352,853	318,880
京都障害者高技専	222,757	217,191	197,772
陶工高技専	111,669	116,857	110,622
農業大学校	152,055	144,624	143,404
林業大学校	-	-	176,670
看護学校	161,547	203,236	169,596

＊林業大学校には、開校に伴う臨時的な設備投資支出約74百万円が含まれている。

(3)　人件費

平成 24 年度の各人材育成機関の人件費は以下のとおりである。

（千円）

	京都高技専	福知山高技専	京都障害者高技専	陶工高技専	農業大学校	林業大学校	看護学校
報酬	8,326	8,892	10,585	0	3,838	0	7,895
共済費	7,478	4,220	3,166	548	607	0	1,434
賃金	5,926	1,670	0	3,750	36	0	1,733
報償費	64,332	37,145	12,130	1,604	3,648	1,838	5,117
計	86,062	51,927	25,881	5,902	8,128	1,838	16,179
府職員	219,243	151,957	117,201	81,632	96,493	69,521	92,831
合計	305,305	203,884	143,082	87,534	104,621	71,358	109,010
府職員の割合	72%	75%	82%	93%	92%	97%	85%

＜科目の説明＞

報酬	非常勤嘱託職員に対する給料
共済費	報酬、賃金、報償費の社会保険料等
賃金	臨時職員に対する給料
報償費	常勤・非常勤講師、就職推進員（国費)、補助職員（国費）に対する給料
府職員	京都府職員に対する給与および社会保険料等

＊「府職員の割合」とは、各校の人件費合計に占める府職員給与等の割合を示している。

各人材育成機関の科・コースとその定員は以下のとおりである。

(1)　京都高技専

	定員	年数	延人数
システム設計科	20	2	40
メカトロニクス科	20	2	40
機械加工システム科（2年）	10	2	20
機械加工システム科（1年）	10	1	10
建築科	20	1	20
キャリア・プログラム科	10	1	10
合計	90		140

(2)　福知山高技専

	定員	年数	延人数
自動車整備科	20	2	40
ＩＴ・経理科	20	1	20
ものづくり基礎科	20	1	20
総合実務科	15	1	15
合計	75		95

(3)　京都障害者高技専

	定員	年数	延人数
ＯＡビジネス科（4月）	15	6ヵ月	7.5
ＯＡビジネス科（10月）	15	6ヵ月	7.5
総合実務科	20	1	20
紙器製造科（城陽）	10	1	10
合計	60		45

(4)　陶工高技専

	定員	年数	延人数
やきもの成形科			
成形コース	20	1	20
総合コース	10	2	20
やきもの図案科	20	1	20
合計	50		60

(5)　農業大学校

	定員	年数	延人数
農学科	20	2	40
合計	20		40

(6)　林業大学校

	定員	年数	延人数
森林林業科	20	2	40
合計	20		40

(7)　看護学校

	定員	年数	延人数
看護学科	40	3	120
合計	40		120

Ⅳ.外部監査の指摘事項及び意見

１　全般的事項

（1）高等技術専門校の統合、連携等について

①　本部組織の設置（指摘事項）

高等技術専門校５校の間接経費等を削減し合理化を図るとともに、産業界等との連携の強化等を図るため統合やいわゆる本部組織を設置する等の方法が考えられる。

現状においては、各校の連携が十分できていないと思われる。また、各校がいわゆる部分最適を図っているため、京都府としての全体最適による高等技術専門校の効率的運営ができていない。組織を整備し責任と権限を明確にしたうえで、京都高技専に本部組織を設置し、全体最適を図るべき事項については統一的に管理運営させる必要がある。

②　高等技術専門校 5 校の校長の集約（意見）

校長の統合により、高等技術専門校の校長に就く次長級又は困難課長級の人件費につき、当方の試算によれば年間約 4,800 万円程度のコスト削減が期待できる。

校長と副校長の業務分担を明確化した上で、高等技術専門校 5 校の校長を 1 名にしてしまうことは可能と考えられる。また、わずか 3 年程度で校長が異動してしまう仕組みについても見直す必要がある。各校に校長を置くことにこだわらず、校長の役割や適任者のありかたについて柔軟に検討されたい。

③　京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課統合と人員見直し（意見）

京都高技専、福知山高技専、陶工高技専には、それぞれに庶務課（もしくは管理部門の庶務担当）が存在する。しかし、各庶務の業務は共通のシステム・ルールに基づく類似業務である。各校の庶務の人員を合計すると 11 名いるが、これを 7～9 名程度まで削減するよう機能の集約を検討すべきである。もちろん、すべての業務を一元化するとかえって非効率になりかねないことから、どの業務が一元化に適するのか検討し、京都高技専に一元化できる部分は一元化した上で、余剰人員を他の業務に当たらせるべきである。

④　用庁務担当の常勤正職員の見直し（指摘事項）

高等技術専門校の常勤正職員のなかには、用庁務を主に担当する者がいる。校舎内外の清掃・整理など、民間企業であれば非常勤嘱託（アルバイト）に任せる仕事については、各職員の業務分担を見直すべきである。費用対効果を考慮すれば、用庁務業務は非常勤嘱託に任せた上で、常勤正職員にはより高度な他の業務に当たってもらうべきである。

⑤　障害者訓練について（指摘事項）

障害者訓練は民間との競合がないからこそ、企業ニーズや障害者のニーズを把握し訓練内容に反映するよう努める必要がある。また、施設内訓練と委託訓練の訓練内容や訓練期間が重複していないかを常に見直す必要がある。特に、施設内訓練は京都障害者校が、委託訓練は京都高技専が担当しているが、京都障害者校の施設内訓練で得た知識やノウハウを委託訓練の計画作成に反映できるよう、十分連携を図るとともに、組織のあり方についても検討する必要がある。

（2）高等技術専門校の運営状況の評価・検証等について

①　評価・検証の仕組み（指摘事項）

国、民間との役割分担や産業ニーズへの対応等についての京都府における検討の仕組みや資料等はなく、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）の検討に依拠していると思われる。京都府として地域ニーズの把握や民間競合を避けるための仕組みが確立していないことに問題がある。

支援機構における協議会の設置やその運用を参考にし、京都府における高等技術専門校の運営状況を評価・検証するための制度（評価委員会の設置等）を検討するか、若しくは平成23年度に設置した「京都府産業人材育成委員会」の機能を強化しその役割を担わせる必要がある。毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、京都府の地域ニーズを把握し訓練内容に反映させる仕組みや民間との重複訓練がないことを検証する仕組み等を導入し、いわゆるＰＤＣＡのサイクルを廻す必要がある。

② 訓練指導員の資質向上と外部講師（意見）

地域ニーズや民間競合等を評価・検証する仕組みを導入したとしても、実際に高等技術専門校における訓練内容や訓練体制等がフレキシブルに対応できなければ機能しない。

地域ニーズや企業の人材ニーズに適時に対応できるよう、職業能力開発総合大学校等への派遣研修や指導員相互の経験交流等により訓練指導員の資質向上に積極的に取り組むとともに、多様化に対応できる弾力的な訓練指導体制の確保を図るため、先端企業の技術者や高度熟練技能者などの外部講師を積極的に活用することに努める必要がある。

（3）農業大学校、林業大学校、看護学校の運営状況の評価・検証等について

① 評価・検証の仕組み（指摘事項）

農業大学校、林業大学校、看護学校についても運営状況を評価・検証する仕組みがない。

毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、各訓練校が目標とする人材育成がなされ京都府の農業、林業、看護に貢献する人材を効果的・効率的に輩出したか等を評価・検証する仕組み等を導入し、いわゆるＰＤＣＡのサイクルを廻す必要がある。

② 農業大学校本科生卒業生の就農・就業率（指摘事項）

平成 24 年度の実績を見た場合、農学科の卒業生のうち新規就農・就業者数は 50%台でとどまっており、ここ 5 年間の推移をみても平成 23 年度を除き 60%前後となっている。

特に農学科は、農業の中核的担い手育成のため相応の支出と実践的な教育カリキュラムを組んでいることを踏まえると就農･就業率を高めていけるよう原因究明と改善のための具体的な施策が求められており、その実施結果と効果を検証する仕組みが必要である。

③ 林業大学校が果たす役割と費用対効果（指摘事項）

林業大学校では、即戦力として技術から経営まで、これからの林業をけん引する人材を育成するという重要な役割を担っている。従って、京都府の目標である新規就労者年間 50 人達成に寄与するべく、京都府の林業全体の活性化・農山村の振興政策とともに、林業大学校の本科卒業生がより多く川上へ就職できるような具体的な方策を講じる必要がある。

また、費用対効果を具体的に測定し、これからの目標の裏付けとすることが必要であると考える。

④　林業大学校の卒業者の調査について（意見）

林業大学校については平成25年度に初めて卒業生が出る。このため、林業大学校が京都府の林業にどれだけ貢献するかは、まだまだこれから長期にわたって評価していく必要がある。その際には、単に林業に就業した者の人数だけでなく、その後の継続率や職務内容についても丁寧な追跡調査が必要である。

（4）授業料等について

①　授業料の適正額について（指摘事項）

人材育成機関はいずれも無償化前の府立高校と同額の年間授業料118,800円を徴収している。一定の産業の育成や特定の業務に従事する人材を養成し輩出するという目的をもって設立された農業大学校、林業大学校及び看護学校については、卒業生の進路がその目的にそぐわない場合には、府にとっては訓練生に教育訓練コストがかかるだけで政策目的が達成されないことになる。

したがって、これらの人材育成機関については原則として相応の授業料を徴収すべきであり、政策目的に合致した場合に貸与修学資金の返還免除等の措置で優遇すべきであると考える。そして適正な金額を検討する際には、立地条件や優秀な学生確保の必要性などに配慮しながら、時間数、人件費をはじめとするコストを勘案して算出していくべきである。

②　授業料のあり方について（意見）

陶工高技専は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校であるが、現状は陶芸の技術を習得するために存在しているという面が強い。また、その特徴として、府外からの入校者の割合が高く、かつ、府外への就職者の割合が高い。京都府の運営する訓練校である以上、府内に就業しない人材を府立高校と同水準の年間授業料で訓練することは、府民の理解は得られないと考える。その意味で、京焼・清水焼等の地域産業の就業環境などを考

慮したうえで、京都府の伝統産業に就業しない訓練生には相応の負担をしてもらう授業料のあり方を検討すべきと考える。

③　授業料の減免制度と修学資金の貸与制度のあり方について（意見）

修学資金の貸与制度は、府の政策目的に合致した者に対して返還免除の適用を通して事実上、授業料の無償化を図る制度である。入校者にインセンティブを働かせて政策目的を達成し、結果的に低所得者にも配慮された優れた制度である。これに対して、授業料の減免制度は低所得者等の社会的弱者に対する救済措置であり、インセンティブの要素はなく、低所得者等に対して一律適用すべきものと考える。

減免制度はすべての人材育成機関に適用されている。しかし、一定の産業又は業務に従事する人材を輩出することを目的とした人材育成機関にはその目的に合致した者が入校すべきであり、その目的に合致しない可能性は極力排除しなければならない。授業料の減免制度は、失業者・不就労者に何らかの技能を身につけさせて社会に送り出すことを目的としている訓練校である京都高技専、福知山高技専、京都障害者高技専にのみ適用することが望ましいと考える。それでもなお、救済が必要な場合のためには、低所得者のチャレンジを制限せず政策目的の達成を促進するための減免制度と貸与制度のあり方を検討する必要がある。

そのためには、まず、現状で修学資金の貸与制度がない陶工高技専に修学資金の貸与制度を設けることが必要であり、陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校では、授業料の減免制度をどのように見直すべきかを検討いただきたい。

（5）備品の実地検査の手続の統一について（指摘事項）

実地検査の目的は、「備品等登録表」に記載された物品の存否を含めた管理状況を網羅的に把握し、その状況によっては、捜索、修繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることにある。この観点で各校の実地検査を眺めると必ずしもその目的を達成しているとは言い難い。

実地検査を実効性あるものにするためには、まず、実地検査の手続きを統一して定めるべきである。そして、少なくとも人材育成機関にあるすべての備品を対象に一斉に実施して、

その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。

（6）図書の管理について（指摘事項）

陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校には学生に貸出可能な図書がある。図書は学校にとって有用な財産であり、また、貸出などで多くの人が利用するため紛失・盗難の危険性も高いものである。網羅的に蔵書を登録し、貸出方法を整備し、備品の実地検査と同様に少なくとも年一回の棚卸を実施して各校の管理方法を標準化するとともに、学校間で相互に貸出しができるようにして図書の有効活用をはかるべきである。

（7）備品、施設の有効活用について（指摘事項）

福知山高技専、農業大学校には、カリキュラムの変更や設置後相当年数が経過して使用されなくなった施設、備品がある。これらの遊休資産については、学内だけでなく府の他の施設での利用、近隣住民への開放も含めて広くその有効活用の方法を検討すべきである。検討の結果、使用不能なものについては除却すべきであり、使用可能だが府で管理する必要のないものについては売却すべきである。

２　各人材育成機関の状況

（1）京都高技専（一部に福知山高技専を含む）

①　京都高技専・福知山高技専の定員充足率（指摘事項）

京都高技専および福知山高技専では定員充足率が目標の 100%に達していない。充足率が満たされないのは、訓練科目および内容が、職業能力開発が必要な人の訓練受講ニーズに対応していないか、府産業の人材ニーズに対応していない、もしくは訓練科目自体はそれらに対応しているが、高等技術専門校という職業訓練校のあり方自体にミスマッチが生じている、などが考えられる。充足率達成のため、原因追及を継続的に行い、早急に対応策を取る必要がある。

②　システム設計科の必要性について（指摘事項）

京都高技専のシステム設計科において、コンピュータ業界の技術者として必要な技術の習得を目指した人材育成が行われている。プログラミング経験のない者を対象にしており、訓練期間は2年間である。

第1に社会ニーズの観点より、①修了者のうち就職できる割合が79%と他の科に比べて低い。②入校者のうち修了まで至る割合が61%と低くなっている。③退校者のうち就職を理由とする者が27%と低調である。第2に民間競合の観点より、訓練内容や訓練期間の点で類似の民間教育機関がある。第3に経済性の観点より、途中退校率が高いことや就職率が低いことの結果として、入校者数に対する就職者数の割合が低くなっている。これは、訓練内容が社会ニーズに合致していないからではないか。訓練期間や訓練内容の見直しを実施すべきである。

③　在職者訓練の必要性について（指摘事項）

京都高技専の訓練は施設内訓練、在職者訓練、離職者訓練に分けられる。

施設内訓練は、離職者や学卒者を対象とした全日制の職業訓練で、在職者訓練とは、既に職に就いているが、仕事が終わった後の夜間などに受ける職業訓練である。離職者訓練とは、職を失い、早急に他の職を探している者を対象にした職業訓練である。

在職者訓練について検討してみると、第1に社会ニーズの観点より、①中小零細企業に勤める従業員のスキルアップが目的なのであれば、民間教育機関が十分にその役割を果たしており、京都高技専が実施する必要性に乏しい。これに対して②非正規労働者をスキルアップし正社員化させることが目的なのであれば、非正規労働者の所得水準がそれほど高くないことが予想されることから、セーフティーネットとして京都高技専が実施する意義がある。第2に民間競合の観点より、日商簿記やIT系、語学系の授業については、民間において提供されている内容である。第3に経済性の観点より、訓練生の負担はテキスト代のみであり、講師料等は京都高技専が負担している。

京都高技専の在職者訓練は、科目にもよるが、民間教育機関が同じ地域で同種のサービスを提供している。民業圧迫であり、京都府が自ら実施する意義が乏しい。民間と競合する

部分については廃止する方向で検討すべきであるが、事業継続するのであれば、対象を社会的弱者に限定するなど政策目的をいっそう明確にするべきである。

④　メカトロニクス科の必要性について（意見）

京都高技専のメカトロニクス科では、制御、電気・電子、機械、ロボット製作演習、自由課題研究、修了研究等を行っている。競技大会に出場するロボット制作等を通して、ものづくりを学ぶコースである。訓練期間は 2 年間である。

第 1 に社会ニーズの観点より、修了生の就職率が毎年 100%であることから、訓練内容が社会ニーズに応えたものであると推察できる。第 2 に民間競合の観点より、訓練内容や訓練期間の点で類似の民間教育機関はあるが、完全な競合関係にあるわけではない。第 3 に経済性の観点より、就職による途中退校が多い一方で、毎年定員を超える応募者があることを考慮すれば、訓練期間を短期化しより多くの訓練生を受け入れるなどの施策も検討の余地がある。

京都高技専のメカトロニクス科は、入校者のうち修了まで至る割合が低い。これは就職が決まり次第、退学して職に就く者が多いことが原因であるから、訓練期間や訓練内容の見直しにより多くの訓練生を就職に導くことについて検討が必要である。

⑤　備品の亡失について（指摘事項）

京都高技専では平成 24 年度にパソコン 1 台（135 千円）の亡失があった。警察への盗難届も受理されており一応の実施すべき処置は取られたものと認められる。ただ、亡失の発覚時期が夏休み期間中であったこともあり、その対応に遅れがあったことは否めない。今後は授業のたびに現物確認を行い、授業終了後は鍵付きのキャビネットへ収納するなど現在の対応を継続的に実施することが望まれる。特に、簡単に持ち出し可能な物品については注意が必要であり、再発防止策を十分に検討し対処する必要がある。

⑥　備品の除却漏れについて（指摘事項）

京都高技専では平成 24 年度にはじめて全校一斉の実地検査を実施した。その結果、不明

備品 148 件（計 12,434 千円）が存在することが明らかになった。その主なものは高等技術専門校の再編及び校舎新築（平成 10 年 4 月）以前の廃科を中心とした備品であり、処分時に一定の手続に則って「備品等登録表」から削除すべきところ手続きが漏れていたことによるものと思われる。今後は当該手続漏れがないように物品を廃棄する際には、必ず「備品異動通知書」を作成するとともに、網羅的な実地検査によってその失念がないかどうかの確認を定期的に行うべきである。

⑦　建物の有効活用（指摘事項）

京都高技専は、鉄筋コンクリート 4 階建、敷地面積 9,928.9 ㎡、建物延べ床面積 11,915.78 ㎡の建物を有する、訓練校としてはすばらしい施設である。平成 22 年の科目再編に伴い学生定員が 300 人から 175 人と 2/3 以下に減少し、施設の有効活用として、京都府職業能力開発協会並びに京都府の職業訓練校に施設を貸与しているものの、積極的に検討すれば必ず余裕スペースが生ずるものと考える。京都府建物の有効活用の観点から余裕スペースや未利用時間を作り出し、例えば中小企業人材育成支援のための施設や設備の開放等の方策を検討すべきである。

⑧　預り金の管理について（指摘事項）

京都高技専では、技能検定受験料等の個人負担する費用を訓練生より預かり、預り金台帳を作成し預り金残高を管理しているが、平成 24 年 4 月 9 日より、機械加工システム科 1 年コースで 105,720 円、2 年コースの 1 年生で 158,580 円、同 2 年生で 208,080 円が各々マイナス残高になっていた。京都高技専からは、振込専用口座から預り金の払い出しが可能な普通預金口座への振替前での支出であり、他科の預り金で対応したように見えるが、機械加工システム科の訓練生については全員入金済みであることを確認しているとのことであった。しかし、訓練生からの預り金が振込専用口座に入金済みであるかどうかということの問題ではなく、他科の預り金を支払いに充てられる仕組自体に問題ががあると思われる。早急にこのような不適切な処理が再発しないよう改善を図る必要がある。

（2）福知山高技専

①　授業料の減免手続の錯誤について（指摘事項）

福知山高技専では既に修正済みではあるが、授業料の減免手続の錯誤があった。その内容は、入校料 5,650 円については本来であれば減免の対象にならないにもかかわらず、平成 24 年度入校生 10 名分の入校料計 56,500 円が減免対象として手続され、その錯誤が訂正されることなく調定されたものである。ここで問題なのは、減免対象でない入校料まで減免されたこともさることながら、関係部署による承認、チェックの過程をいくつも経ているにも関わらず、その錯誤が訂正されずに最終的に調定されるに至ったことである。しかも、減免の対象及び対象者が変更となる年であるから、特に重点的にチェックすべき事項であったにもかかわらず、錯誤のまま調定されていた。業務にかかる費用対効果を十分に検討し、特に、重要性の高い事項、制度の変更や間違いやすいと思われる事項については、重点的にチェックできる体制を構築すべきである。

②　自動車整備科の費用対効果の検証について（意見）

自動車整備科は訓練期間は2年であり、卒業までに2級自動車整備士の資格取得をめざす。

第 1 に社会ニーズの観点より、修了生の就職率が高く、かつ、就職先も自動車整備に関連する企業であることから、訓練内容が社会ニーズに応えたものであると推察できる。第 2 に民間競合の観点より、類似の民間教育機関があるが、京都府北部の人材に対して 2 級自動車整備士の訓練を実施するという意味で存在意義があると考えられる。第 3 に経済性の観点より、生徒 1 人当り人件費が約 938,000 円であり、これに諸経費や設備費も含めると民間教育機関の授業料等を上回ると考えられる。

福知山高技専の自動車整備科は、退校率は高くなく、就職率は高い。京都府北部の者が中心に入校し、京都府北部に就職しており、制度の趣旨に合致している。ただし、民間と比べて多くのコストがかかっていると考えられる。事業の必要性は認められるが、運営については京都府が自ら運営した場合のコストと、民間教育機関に通わせてその費用を負担する場合のコスト、民間教育機関に自動車整備科の運営を委託した場合のコストを毎年試算し、比較検討することが必要である。

③　IT・経理科の必要性について（意見）

IT・経理科において、IT 技術能力や財務管理能力を身につける授業が行われている。学科は「簿記及び会計」と「関連法規」がある。

第 1 に社会ニーズの観点より、就職率は平均すれば 70%を超えており、訓練内容がある程度社会ニーズに応えたものであると推察できる。第 2 に民間競合の観点より、訓練内容や簿記資格が取得できるという点で類似の民間教育機関が多数ある。第 3 に経済性の観点より、簿記資格取得に限定すれば、民間の方が福知山高技専よりも安い授業料で取得することができる。

福知山高技専の IT・経理科は、修了生の就職率の高さや、福知山という地域性を考慮して、事業の必要性は認められる。ただし、民間と比べて多くのコストがかかっていると考えられる。運営については京都府が自ら運営した場合のコストと、民間教育機関に通わせてその費用を負担する場合のコスト、民間教育機関に IT・経理科の運営を委託した場合のコストを毎年試算し、比較検討することが必要である。

④　ものづくり基礎科の費用対効果について（意見）

ものづくり基礎科は、ニート状態にある人、フリーター等の離転職を繰り返す人を定職に就かせるとの趣旨で設けられた訓練科として設置されている。1 年間の訓練で「機械加工」、「建築」、「土木」、「ものづくり」の幅広い知識、技術を実習により経験する。訓練期間は 1 年間である。

第 1 に社会ニーズの観点より、修了生の就職率は非常に高く、途中退校者もその多くが就職に伴う退校である。第 2 に民間競合の観点より、訓練内容が分散しているため、民間に同様の教育機関は見当たらない。第 3 に経済性の観点より、生徒 1 人当り人件費は、約 1,430,000 円（京都府による試算）である。

他科に比べて訓練生 1 人当たりの人件費が高くなっている。これは、異なった 3 種類の訓練を行うため、訓練指導員だけでは指導できない訓練があり、講師（非常勤）で対応していることが原因として考えられる。ニート、フリーター等の状態にある者を、今よりも数多く集め、費用対効果の観点から効率的な運営を期待したい。

⑤　寮の必要性について（指摘事項）

福知山高技専の青雲寮については過去3年間の利用状況は逓減しており、平成25年度においては7名3割程度の利用率となっている。青雲寮の利用率が年々逓減していること、寮を利用せず近隣の賃貸物件に居住する訓練生もいることから、その必要性は高くないと思われる。また、青雲寮は昭和55年に建設されたものであり老朽化も進んでいることから修繕が必要であるし、寮には舎監の駐在も必要になることから、寮の必要性について訓練生からのニーズと維持管理コストの面から再検討すべき時期に来ていると考える。

（3）陶工高技専

①　陶工高技専のあり方（意見）

陶工高技専の入学・就職等の特徴は①府外からの入校者の割合が高く、また府外への就職者の割合が高い②修了後、進学を選択する人の割合が高い③年齢的に高齢（高卒でないという意味で）者が多く、入校者の学歴は短大卒以上が5～9割を占める。他の訓練校が職業能力開発を支援し就職することを最終目的とするならば、陶工高技専は、特定の領域（陶芸）の技術を習得するために存在しているという面が強いと言える。

陶工高技専は、年間に1億円強の支出があるが、他府県からの入校者の割合が多く、また他府県への就職者の割合が高い。京都府が直接運営する意義は、やはり京都の伝統産業である「京焼・清水焼」の後継者の養成である。京都府で活躍する人材を育成し定着させる方策を早急に検討し、地域産業の活性化に貢献しなければならない。万一、それができないのであれば、陶工以外のよりニーズの高い分野の職業訓練に内容を見直す必要があるのではないかと考える。

②　入校料について（指摘事項）

陶工高技専は京都府の税金を投入して運営されていることから、京都府の伝統産業の担い手として府内で活躍する人材を育成しなければならず、府内に就業しない受益者は相応の負担をしてもらうよう検討が必要である。他府県の専修学校や研究所・研修所では、県内と県外（市内と市外）の入校料に差を設けている施設が散見される。まずは、入校料の金

額と入校料の仕組みを見直し、府内に就業する可能性の高い人材を優先的に入校させるような方策を検討する必要がある。

③　契約事務の適正性の検討（意見）

(株)西宮水槽サービスと契約している冷暖房空調設備保守点検については、平成 22 年度及び平成 23 年度は 3 者による見積合わせが行われているが、平成 24 年度は同社から見積書を徴取しているのみであった。京都府会計規則の規定によると、50 万円未満の少額の契約については、契約担当者（決裁者）が省略して支障がないと認める場合は、予定価格調書の作成や見積書の徴取を省略できるとある。ただし、あくまでも「支障がない」と認めた場合であり、また、随意契約の場合は、会計規則第 163 条に規定されているとおり複数の見積書の徴取が原則である。

金額の妥当性が検討され複数の見積書の徴取は省略したものと解釈できることから､契約の伺いに確認の相手先、確認方法、日時、金額などを記載すべきである。また、契約者（決裁者）は、記載がない場合は明記するよう指摘すべきである。

（4）農業大学校

①　農業大学校の指導員の短期ローテーション（指摘事項）

農業大学校の指導員（府職員）はおよそ 4～6 年で異動する。このように短い勤務期間となるのは、京都府職員のローテーションによるものであると考えられるが、農業の担い手を育てる教育・指導のプロの育成、教員の質の向上やノウハウの蓄積、卒業生との継続的な関係構築を実現できるような長期的な視野を持った教育・指導体制を構築しなければならない。

②　農学科の卒業者の府内就農率（指摘事項）

農業大学校（農学科）の卒業生の進路を見ると、目的通りに府内に就農しているのは 3 年通算で 53%であり、府外への就農と合わせて 64%となっている。直近の平成 24 年度に関しては府内就農が 42%である。費用対効果の現状を踏まえ、早急に原因把握と対策立案・

実行を行う必要がある。就職支援のあり方、生徒募集のあり方、卒業者のその後の追跡調査などを見直し、府内就農率を改善するような取り組みが必要である。

③　毒劇物の利用・保管計画について（指摘事項）

毒劇物は農業大学校でのみ使用されているが、平成 5 年 4 月以降に使用された毒劇物は 45 種類のうち 14 種類のみで残り 31 種類は少なくとも 20 年の間に全く使用されていない。毒劇物は危険性の高い物質であるため、その取扱いについては法律、規則等による規制を受け販売、譲渡、処分も簡単にできるものではない。やむを得ない事情により使い切れなかった場合でも次回の使用予定がないのであれば、事故及び盗難の危険性を考慮して原則として廃棄すべきである。もし、使用を考えるのであれば、農業大学校だけに限定することなく府の他の部署での利用可能性も併せて検討すべきである。

④　農産物管理（指摘事項）

訓練の過程で作られた農産物は、商品にならないものを除き一般市場に販売される。販売委託契約を締結し販売している外部委託先については在庫管理ができているが、農業大学校内の「みのりの館」で販売している農産物は在庫管理ができていない。現状では入金されたもののみが売上計上されており、売上代金の回収洩れや、不正な横流し等があっても把握できない状況にある。また、購入者が隣接する京都府農林水産技術センター畜産センターの窓口にあるレジまで行かず持ち帰るといった未払い等の不正を防止する体制がない。農産物の受払記録を作成し、棚卸差異については原因を追及するとともに、過不足については再発防止策を検討する体制が必要である。

⑤　未利用の預金口座（指摘事項）

農業大学校では平成 23 年 8 月より利用されていない預金通帳を保有していた。使用する可能性のない預金口座を放置することは、不正等に利用されるリスクがあるため、早急に解約すべきであった。なお、前述の預金口座については監査人の指摘直後に解約されている。

⑥　賃借土地（意見）

農学大学校は位田町生産森林組合から、圃場用地として 8,202.4 ㎡の原野（地目）を賃借している。現在は当該賃借地を茶園や野菜畑、水田として利用しており、農業大学校内の他の土地を同規模の研修農場として整備する場合、多額の経費と時間が必要とのことである。農業大学校として広大な実習圃場を持ちながら、さらに圃場を賃借していることは、土地の有効活用の観点から適切でないと考える。利用を継続するのであれば賃借料を無償にしていただく等の契約見直しが望まれる。

（5）林業大学校

①　貸与修学資金の返還免除要件の適切性について（指摘事項）

林業大学校では返還免除要件として条例施行規則に木材卸売業への就業が規定されている。しかし、木材卸売業の担い手は林業大学校で 2 年の年月と多大なコストをかけてわざわざ育成しなければならない人材ではなく、様々な施策によって確保しなければならない人材というべきである。その意味で、業種要件の適用に当たっては、林業大学校での授業や実習の内容が実践で直接生かされるかどうか就職先の実態を十分把握したうえで判断すべきであり、幅広く木材卸売業への就業を返還免除対象にするのではなく川上産業に属すると考えられる産地等の素材・原木卸売業に限定した取扱いにする必要がある。

②　契約事務の適正性の検討（指摘事項）

ア）林業機械実務の講義・実習業務、契約額 4,242 千円の契約がフォレストサービス(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由における相手方特定理由については、問題はない。ただ、この契約額のうち、1,878 千円（約 44%）は機械リース代である。契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

イ）高性能林業機械操作士機械操作実習（車両系）等業務委託、契約額 4,389 千円の契約が京丹波森林組合と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由における相手方特定理由については、問題はない。ただ、この契約についても上記と同様に、この契約額のうち、3,165 千円（約 72%）は機械リース代である。契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

③　林業機械実務の実習（意見）

林業大学校では 28 日間で 9 百万円弱の外注委託費を要する高性能林業機械等の実習を行っている。京都府の森林環境の保全と林業の活性化のために高性能林業機械等の技術や計画的な林業経営の知識を有する人材の育成は重要であると考える。しかし、その実習を受けた人材が技術や知識を発揮し活躍してこそ初めて効果が出ることから、林業大学校での人材育成と併せて、京都府が林業の活性化のための施策を一体となって取り組んでいく必要がある。大きなコストを要する特殊な分野の実習であるが故に、費用対効果を十分に考慮し、目的達成のためのより効果的な林業施策はないか、想定通りの効果が出ているか等を常に検討する必要がある。

（6）看護学校

①　授業料の収納方法について（指摘事項）

現在、看護学校を除くすべての人材育成機関では、授業料の収納方法は振込のみになっている。これは、現金収納を無くすことにより現金の紛失・盗難のリスクがなくなり、また、現金収納に伴う事務作業が不要となり事務の省力化が図れるという二つの観点からの措置であると考えられる。看護学校でも、近隣に金融機関が少ないという事情があるとしても、上記二つの観点及びインターネット等により振込環境が変化していることを考慮すると、現金収納を極力減らし振込のみの対応を検討すべき時期に来ているといえる。

②　貸与修学資金の返還猶予者への取扱いについて（指摘事項）

看護学校では平成17年度より授業料の徴収が開始されると同時に修学資金の貸与制度も整備運用されている。修学資金の貸与制度では一定の要件を充たせば全額返還免除となるが、その一つの要件として「卒業後 5 年間府の北部地域において看護師としての業務に従事する」というものがある。

今回の監査で平成23年3月卒業生1名について、平成24年4月に本人から府北部以外の病院へ就職した旨の報告を受けており、返還しなければならない事由が生じていたにもかかわらず、貸与修学資金が返還されていない事案があった。また、平成21年3月卒業生1名については、平成23年度の業務従事届の確認ができていなかった。これらの事案についてはその顛末を調査中であるが、修学資金はあくまでも公的資金を貸与されたものであるから、返還免除要件の確認は公正厳格にされなければならない。両事案とも本人の報告あるいは必要書類を提出すべき日からすでに 1 年以上も経過しており、その対応に甘さがあると言わざるを得ない。確認手続きは疎かにせず、確認できない場合は直ちに確認すべくできる限りの対応をとり、それでもなお、確認できない場合は速やかに返還手続きに入るべきである。

③　京都府北部の新規就業者確保と離職防止の取り組みについて（指摘事項）

看護学校の卒業生のうち京都府北部に就業したのは平成24年度においては18名であり、北部に新規就業する看護師の18.4%であった。これが毎年累積していくことで、北部の看護師確保に大きな貢献をしてきたと考えられる。他方で、年間200人弱の離職者がいるため、新規に看護師を育成するだけでなく、離職をくい止めるための取り組みについても、看護学校に期待したいところである。

看護学校は、卒業生のうち京都府北部への就業者数を増やすためにできること、看護学校として離職者削減のためにできること、を再検討願いたい。

以　上